

毎週月・水・金曜日発

富山県報

令和元年6月28日

金曜日

号外(3)

目次

議会訓令

○富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

1

訓令

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和元年6月28日

富山県議会議長 中川 忠昭

富山県議会訓令第1号

議会事務局

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局文書管理規程（平成11年富山県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の1から様式第1号の3までの規定中「（日本工業規格A5）」を「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第3号から様式第11号までの規定中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

様式第6号の規定中「（第15条関係）」を「（第16条関係）」に改める。

様式第12号の規定中「（日本工業規格A5）」を「（日本産業規格A5）」に改める。

様式第13号から様式第15号までの規定中「（日本工業規格A4）」を「（日本産業規格A4）」に改める。

様式第16号の規定中「（日本工業規格A5）」を「（日本産業規格A5）」に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の富山県議会事務局文書管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(議・総務課)